

第 1 1 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 2 4 年 4 月 1 日から
5 年間
平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

(平成 2 4 年 3 月 2 3 日付け熊本県告示第 3 3 8 号で公表)

熊 本 県

目 次

はじめに	4
第一 計画の期間	5
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項	5
1 鳥獣保護区の指定	5
(1) 方針	5
(2) 鳥獣保護区指定計画	7
2 特別保護地区の指定	13
(1) 方針	13
(2) 特別保護地区指定計画	14
(3) 特別保護地区の指定内訳	16
3 休猟区の指定	17
(1) 方針	17
(2) 指定期間	17
(3) 休猟区指定計画	17
4 鳥獣保護区の整備等	19
(1) 方針	19
(2) 整備計画	19
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	19
1 鳥獣の人工増殖	19
(1) 方針	19
(2) 人工増殖計画	19
2 放鳥獣	19
(1) 方針	19
(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	20
(3) 放獣計画	20
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	21
1 鳥獣の区分と保護管理の考え方	21
(1) 希少鳥獣	21
(2) 狩猟鳥獣	21
(3) 外来鳥獣	21
(4) 一般鳥獣	21
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	21
(1) 許可しない場合の基本的考え方	21
(2) 許可する場合の基本的考え方	22
(3) わなの使用に当たっての許可基準	22
(4) 許可に当たっての条件の考え方	23
(5) 許可権限の市町村長への委譲	23
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	23
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	23
(8) 錯誤捕獲について	23
(9) 捕獲等又は採取等の情報の収集	23
(10) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	24
3 学術研究を目的とする場合	24
(1) 学術研究	24
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	25
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	25
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	25

(2)	鳥獣による被害発生予察表の作成	26
(3)	鳥獣の適正管理の実施	27
(4)	有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定	28
(5)	有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等	33
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	34
6	その他特別の事由の場合	35
7	鳥獣の飼養登録	37
8	販売禁止鳥獣等の販売許可	37
第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	37
1	特定猟具使用禁止区域の指定	37
(1)	方 針	37
(2)	指定期間	37
(3)	特定猟具（銃）使用禁止区域指定計画	38
(4)	特定猟具（銃）使用禁止区域指定内訳	39
2	特定猟具使用制限区域の指定	41
(1)	方 針	41
3	猟区の指定	41
(1)	方 針	41
4	指定猟法禁止区域	41
(1)	方 針	41
(2)	指定期間	41
(3)	指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）指定内訳	41
第六	特定計画の作成に関する事項	42
1	特定計画の作成に関する方針	42
2	実施計画の作成に関する方針	42
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	43
1	基本方針	43
2	鳥獣保護対策調査	43
(1)	方 針	43
(2)	鳥獣生息分布調査	43
(3)	鳥獣保護区等の新規指定地区の管理等調査	43
3	狩猟対策調査	43
(1)	方 針	43
(2)	狩猟鳥獣生息調査及び放鳥効果測定調査	43
4	有害鳥獣対策調査	43
第八	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	44
1	鳥獣行政担当職員	44
(1)	方 針	44
(2)	設置計画	44
(3)	研修計画	44
2	鳥獣保護員	45
(1)	方 針	45
(2)	設置計画	45
(3)	年間活動計画	45
(4)	研修計画	45
3	保護管理の担い手の育成	45
(1)	方 針	45
(2)	研修計画	46
(3)	狩猟者の減少防止対策	46
4	鳥獣保護センター等の設置	46
(1)	方 針	46

5	取締り	46
(1)	方針	46
(2)	年間計画	47
6	必要な財源の確保	47
第九	その他	47
1	狩猟の適正管理	47
2	傷病鳥獣救護の基本的な対応	47
(1)	傷病鳥獣の保護体制	47
(2)	傷病鳥獣救護の基本的な考え方	48
(3)	救護個体の取扱い	48
(4)	感染症対策	48
(5)	野生復帰	49
3	安易な餌付けの防止	49
4	感染症への対応	49
(1)	高病原性鳥インフルエンザ	49
(2)	その他感染症	49
5	普及啓発	49
(1)	鳥獣の保護管理についての普及等	49
(2)	事業の年間計画	50
(3)	愛鳥週間行事等の計画	50
(4)	野鳥の観察施設等の整備	50
(5)	愛鳥モデル校の指定	50
(6)	法令の普及徹底	50

はじめに

本県は県土の63%が森林で、そのうち人工林が61%を占め、天然林32%、その他竹林等が7%となっている。県東部の九州中央山地の標高約1,000m以上には、落葉広葉樹林（温帯林）が多く見られ、その他の地域は暖帯林としてシイ、カシなどの常緑広葉樹が広がっている。また、北東部の阿蘇地域には古くからの火入れや採草放牧によりススキ、ネザサ等を主体とした草原と人工草地が広がっている。

平野部には市街地を囲むような形で農耕地が広がり、市街地も多くの樹木が造成され緑に包まれている。

西部の有明海、八代海には阿蘇地域や九州中央山地から流れ込む菊池川、白川、緑川、球磨川等の河口と遠浅の干潟が広がり、河川沿いには淡水湖も見られ、さらに天草の島々など、本県は山地、平野部、沿岸部、諸島、半島と多様な環境要素が組み合わされ構成されている。

地理的には、中国大陸の東岸に近いこともあり、日本列島を北上・南下する野鳥や朝鮮半島を經由して中国大陸や南方へ渡る鳥類の格好の中継地となっており、これまで多くの野鳥の生息が確認されており、その種類は日本野鳥の会熊本県支部の調査によると367種類に及んでいる。

八代海や有明海の干潟には、国際的にも希少なクロツラヘラサギが数十羽の単位で越冬している。また、獣類についてはレッドデータブックくまもと2009によると県内に41種の哺乳類が確認されており、国指定特別天然記念物のカモシカ等の希少な哺乳類が生息している。

このような本県の自然環境の中で、野生の鳥獣は自然環境を構成する重要な要素の一つであり、鳥獣保護事業の実施に当たっては、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）」はもとより、「生物多様性基本法」やその他関係法令に基づき、生物多様性の保全に配慮して取り組む必要がある。

県では、「第四次熊本県環境基本計画」において、熊本の特性を踏まえた自然共生社会の実現を目指しており、鳥獣保護区の指定等による野生鳥獣の保護管理の推進や生物多様性の保全に係る対策の推進を図ることとしている。野生鳥獣の保護管理の推進に当たっては、現在、県内で103箇所鳥獣保護区と6箇所の特別保護地区を指定し、鳥獣の生息環境を確保するとともに、鳥獣以外の生物を含めた地域の生物多様性の維持回復や向上に努めているところである。また、鳥獣保護センターを設置し、傷病鳥獣保護業務の充実化を図るとともに、鳥獣保護思想や自然保護思想の普及啓発を図っているところである。今後も引き続き、鳥獣保護に関する取り組みに一層努力していくこととしている。

一方、近年においては、一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大・増加傾向にあり、本県においても、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの生息分布が拡大傾向にある。

これら大型哺乳類を中心に、野生の鳥獣は深刻な農林水産業被害を引き起こしており、このため、ニホンジカ及びイノシシについては特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）を策定し、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定を行うとともに、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和や合同捕獲等を行い、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく個体数調整等の保護管理対策を推進してきた。また、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）」に基づく市町村鳥獣被害防止計画により、防護柵等の被害防除対策等を実施してきたところである。

このような状況を踏まえ、鳥獣保護区については、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、今後とも地域の理解を得て継続的に更新等を行い生息環境を維持するとともに、農林水産業被害の状況を踏まえて有害鳥獣捕獲等に取り組み、被害の低減も図る必要がある。

また、捕獲の担い手として重要な役割を果たしている狩猟者については、全国的な傾向と同様に、本県においても減少・高齢化している傾向にあることから、狩猟免許試験の適切な実施等により人数の確保を図るとともに、捕獲技術研修会等により、猟具の適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等の適正化をより一層図る必要がある。

このため、法に基づき第10次鳥獣保護事業計画（以下「第10次計画」という。）に引き続き第11次鳥獣保護事業計画（以下「第11次計画」という。）を策定し、適正な鳥獣の保護管理に努め、「第四次熊本県環境基本計画」に即して、人と野生鳥獣等の自然との共生を図るものとする。

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

1) 基本的な考え方

本県は変化に富んだ地形を背景に多様な鳥獣の生息に適した環境を有している。

第10次計画終了時点で県土面積の約12%を鳥獣保護区に指定し、生態系の重要な構成要素である鳥獣の保護に努めてきたところであるが、自然的・社会的要因による人と鳥獣との軋轢が生じている地域があるものの、「第四次熊本県環境基本計画」に即して自然と共生する社会を実現するために、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう努める必要がある。

こうした状況を踏まえ、既に指定済みの鳥獣保護区であって本計画期間中に期間満了の時期を迎えることとなる区域については、鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、引き続き地元の利害関係人や関係団体等の合意を得ながら基本的に指定を更新する。

しかしながら、次の事項に該当する場合は、期間満了、指定解除及び指定区域の変更を行うものとする。

ア 鳥獣による農林水産業被害が増大し、首長や関係団体、地元で農林水産業等の生産活動に直接携っている人や団体等の利害関係人からの意見に合理性があると認められ、また、その結果、指定を継続することが困難と判断された区域

イ 都市化・宅地化の進捗により指定当初の理由が薄れてきた区域

ウ 希少野生動物の生息地が拡大してきた区域

エ 地理的状况変化あるいは指定区域が不明瞭な区域など区域界の見直しの必要が生じた区域

2) 指定期間

鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、鳥獣保護区の指定期間は10年とする。

3) 関係者の合意形成

鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定など捕獲を規制する区域を設定するに当たっては、野生鳥獣の専門家、関係地方公共団体、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地元地域の関係者の合意形成に努める。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築や、生態系への影響にも十分留意するものとする。

特に、指定する区域周辺での農林水産業被害に対しては、鳥獣保護区内における有害鳥獣捕獲又は個体数調整を目的とした捕獲の適切な実施により、指定に関する関係者の理解が得られるよう適切に対応するものとする。

4) 計画策定の留意点

鳥獣保護区、休猟区、特定猟具使用禁止区域等の捕獲を規制する区域が地域的・期間的に相互にうまく連関するよう設定し、当計画の策定当初から具体的な指定等の当該年度段階に至るまで、地元の各地域振興局において関係者の合意形成に配慮した計画づくりに努めるものとする。

5) 希少鳥獣生息地の保護区等

希少野生動物であるクロツラヘラサギの渡来地については、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域等の指定に向けて、地元関係者の同意が得られるよう今後とも鋭意努力し、計画期間中に地元の同意が得られる場合は計画変更により対応するものとする。

6) 保護区の管理

全体として、これまで指定してきた鳥獣保護区等を基本に鳥獣の保護繁殖を図るこ

とし、大幅な指定区域の変更は行わず、自然公園法、自然環境保全法等の指定地域を極力包含するよう配慮しながら、森林鳥獣生息地・身近な鳥獣生息地等の指定を主体とした鳥獣保護区等の質的高位水準の確保に努めるものとする。

② 指定区分ごとの方針

鳥獣保護区は次の区分に従って指定するものとする。

なお、行政区界に接して鳥獣保護区を指定する場合には、隣接する自治体間が相互に連絡調整を図るとともに、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するため次の要件を満たすいずれかの地域から選定する。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積が概ね 10,000ha ごとに 1箇所を選定し、面積は 300ha 以上となるよう努めるものとする。

ア 多様な鳥獣が生息する地域

イ 鳥獣の生息密度の高い地域

ウ 植生、地形等が鳥獣の生息に適している地域

2) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、次の要件を満たす地域のうち必要な地域について選定するものとし、1箇所当たりの面積は 10,000ha 以上とする。

ア 猛禽類又は大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息する地域

イ 広葉樹林等多様な森林植生が含まれる地域

ウ 地形等の変化に富み、多様な環境要素を含む地域

3) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地等のうち次の要件のいずれかを満たす必要な地域について、鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌若しくは休息の場又はねぐらとするための後背地又は水面等も含めて指定する。

ア 渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

イ 鳥類の渡りの経路上必要な地域

4) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地又は水面等も含めて指定する。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

環境省が作成したレッドリストに絶滅危惧 I A・I B 類又は II 類に該当する鳥獣若しくは絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている鳥獣、本県が作成したレッドデータブックくまもと 2009 に掲載されている鳥獣その他の絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域を指定する。

6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然との触れ合い若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

(2) 鳥獣保護区指定等計画

(単位：h a)

(第1表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既設鳥獣保護区(A)	箇所	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区																	
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)												
森林鳥獣生息地	箇所	46	64	箇所																							
	面積	13,800	65,303	変動面積																						90	
大規模生息地	箇所	/		箇所																						0	
	面積	/		変動面積																							0
集団渡来地	箇所	/	1	箇所	1																						0
	面積	/	6,517	変動面積	253																						253
集団繁殖地	箇所	/		箇所																							0
	面積	/		変動面積																							0
希少鳥獣生息地	箇所	/		箇所																							0
	面積	/		変動面積																							0
生息地回廊	箇所	/		箇所																							0
	面積	/		変動面積																							0
身近な鳥獣生息地	箇所	/	38	箇所																							0
	面積	/	14,726	変動面積																							0
計	箇所	46	103	箇所	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	面積	13,800	86,546	変動面積	253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90

(環境省基準)

目標箇所=森林面積464,749h a×1/10,000=46箇所
 目標面積=46箇所×300h a=13,800h a

区分	本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区								本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区								計画期間中の増減	※1	※2	備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)	※1	※2						
森林鳥獣生息地	箇所	1				1					1	1	△1	63						
	変動面積	408				408				350	350	△668	64,635							
大規模生息地	箇所					0					0	0								
	変動面積					0					0	0								
集団渡来地	箇所					0					0	1	2							
	変動面積					0					0	253	6,770							
集団繁殖地	箇所					0					0	0								
	変動面積					0					0	0								
希少鳥獣生息地	箇所					0					0	0								
	変動面積					0					0	0								
生息地回廊	箇所					0					0	0								
	変動面積					0					0	0								
身近な鳥獣生息地	箇所				1	1					0	0	38							
	変動面積				174	174					0	△174	14,552							
計	箇所	1			1	2	0	0	0	0	1	0	103							
	変動面積	408			174	582	0	0	0	0	350	△589	85,957							

※1 箇所 B-E 箇所 A+B-E
 面積 B+C-D-E 面積 A+B+C-D-E

① 鳥獣保護区の指定計画

1) 集団渡来地の保護区

(第2表)

年度	鳥獣保護区 指定所在地	鳥獣保護区 予定名称	指定 面積	指定期間 (10年)	備考
平成24年度	八代市	球磨川河口	253ha	平成24年11月1日 ～ 平成34年10月31日	四季を通じてシギ類をはじめとする約120種の野鳥が渡来する地域であり、オオズグロカモメやクロツラヘラサギの渡来地であるため。

② 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	森林鳥獣生息地	戸馳	更新	693	0	693	H24.11.1～H34.10.31		宇城
	森林鳥獣生息地	金峰山	更新	4,835	0	4,835	H24.11.1～H34.10.31		玉名、自保
	森林鳥獣生息地	矢護山	更新	1,210	0	1,210	H24.11.1～H34.10.31		菊池
	森林鳥獣生息地	南宮原	更新	410	0	410	H24.11.1～H34.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	内大臣	更新	1,610	0	1,610	H24.11.1～H34.10.31		上益城
	身近な鳥獣生息地	江津	更新	462	0	462	H24.11.1～H34.10.31		上益城、自保
	森林鳥獣生息地	樅木	更新	2,490	0	2,490	H24.11.1～H34.10.31		八代
	身近な鳥獣生息地	舞鶴公園	更新	45	0	45	H24.11.1～H34.10.31		芦北
	森林鳥獣生息地	譲葉	更新	420	0	420	H24.11.1～H34.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	大師	更新	2,670	0	2,670	H24.11.1～H34.10.31		球磨
	身近な鳥獣生息地	清願寺ダム	更新	21	0	21	H24.11.1～H34.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	大畑	縮小	640	△408	232	H24.11.1～H34.10.31	鳥獣被害と生息環境の変化	球磨
	森林鳥獣生息地	川口	更新	2,953	0	2,953	H24.11.1～H34.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	宮南	更新	1,400	0	1,400	H24.11.1～H34.10.31		天草
	森林鳥獣生息地	富岡	更新	257	0	257	H24.11.1～H34.10.31		天草
	森林鳥獣生息地	託麻三山	更新	610	0	610	H24.11.1～H34.10.31		自保
	身近な鳥獣生息地	松尾西小学校	更新	140	0	140	H24.11.1～H34.10.31		自保
	身近な鳥獣生息地	熊本港	更新	7	0	7	H24.11.1～H34.10.31		自保
計		18箇所		20,873	△408	20,465			

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 25 年度	森林鳥獣生息地	三加和	更新	820	0	820	H25. 11. 1～H35. 10. 31		玉名
	森林鳥獣生息地	鞍岳	更新	332	0	332	H25. 11. 1～H35. 10. 31		菊池
	森林鳥獣生息地	黒岩	更新	484	0	484	H25. 11. 1～H35. 10. 31		上益城
	森林鳥獣生息地	人吉・紅取	更新	641	0	641	H25. 11. 1～H35. 10. 31		球磨
	身近な鳥獣生息地	本渡映相湖	更新	42	0	42	H25. 11. 1～H35. 10. 31		天草
	身近な鳥獣生息地	牛深	更新	1,690	0	1,690	H25. 11. 1～H35. 10. 31		天草
計		6箇所		4,009	0	4,009			
平成 26 年度	森林鳥獣生息地	宇城	更新	2,394	0	2,394	H26. 11. 1～H36. 10. 31		宇城、自保
	森林鳥獣生息地	菊鹿	更新	2,223	0	2,223	H26. 11. 1～H36. 10. 31		鹿本
	身近な鳥獣生息地	菊池	更新	210	0	210	H26. 11. 1～H36. 10. 31		菊池
	森林鳥獣生息地	高塚	更新	450	0	450	H26. 11. 1～H36. 10. 31		阿蘇
	身近な鳥獣生息地	氷川ダム	更新	55	0	55	H26. 11. 1～H36. 10. 31		八代
	森林鳥獣生息地	せんだん轟	更新	477	0	477	H26. 11. 1～H36. 10. 31		八代
	身近な鳥獣生息地	村山	更新	152	0	152	H26. 11. 1～H36. 10. 31		球磨
	森林鳥獣生息地	老岳	拡大	2,790	90	2,880	H26. 11. 1～H36. 10. 31	境界不明瞭による区域変更	天草
計		8箇所		8,751	90	8,841			

年度	指定区分	鳥獣保護区	変更区分	指定面積の異動 (h a)			変更後の指定期間 (10年)	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成 27 年度	身近な鳥獣生息地	県少年自然の家	縮小	934	△174	760	H27.11.1～H37.10.31	境界不明瞭による区域変更等	宇城
	森林鳥獣生息地	大岳	更新	625	0	625	H27.11.1～H37.10.31		宇城
	身近な鳥獣生息地	蛇ヶ谷	更新	20	0	20	H27.11.1～H37.10.31		玉名
	森林鳥獣生息地	吉尾	更新	510	0	510	H27.11.1～H37.10.31		芦北
	身近な鳥獣生息地	芦北	更新	1,700	0	1,700	H27.11.1～H37.10.31		芦北
	森林鳥獣生息地	市房	更新	1,146	0	1,146	H27.11.1～H37.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	白髪岳	更新	1,790	0	1,790	H27.11.1～H37.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	大矢野	更新	1,100	0	1,100	H27.11.1～H37.10.31		天草
	森林鳥獣生息地	十方山	更新	1,200	0	1,200	H27.11.1～H37.10.31		天草
計		9箇所		9,025	△174	8,851			
平成 28 年度	森林鳥獣生息地	北向山	更新	337	0	337	H28.11.1～H38.10.31		菊池、阿蘇
	森林鳥獣生息地	中松	更新	898	0	898	H28.11.1～H38.10.31		阿蘇
	森林鳥獣生息地	早川・大峯	期間満了	350	△350	0	(H18.11.1～H28.10.31)	鳥獣被害と生息環境の変化	上益城
	身近な鳥獣生息地	内谷ダム	更新	81	0	81	H28.11.1～H38.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	高原	更新	1,740	0	1,740	H28.11.1～H38.10.31		球磨
	森林鳥獣生息地	立田山	更新	812	0	812	H28.11.1～H38.10.31		自保
計		5箇所 (6箇所)		4,218	△350	3,868			
指定区分別計	森林鳥獣生息地	32箇所 (33箇所)		41,317	△668	40,649			
指定区分別計	身近な鳥獣生息地	14箇所		5,559	△174	5,385			
指定区分別計	集団渡来地	0箇所		0	0	0			
合計		46箇所 (47箇所)		46,876	△842	46,034			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で特に重要な区域については、特別保護地区を指定するよう努めるものとし、第10次計画における指定地区については、維持保全するよう努めるものとする。

なお、指定に係る基本的な考え方等は鳥獣保護区の取扱いに準ずるものとする。

また、特別保護地区の指定に当たっては、指定期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるとともに、特別保護地区の鳥獣の安定した生息の場とするため、直接可猟区域と接するのではなく、できる限り鳥獣保護区等鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等が禁止された区域に取り囲まれるよう配慮するものとする。

② 指定区分ごとの方針

1) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努める。

2) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

3) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

4) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

5) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努める。

6) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定するよう努める。

7) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

(単位：ha、箇所)

(第4表)

区分	鳥獣保護区指定の目標	既設鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)					本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	6	箇所	1	2		2	1	6	0	0	0	0	0	0
	面積	613	変動面積	204	101		206	102	613	0	0	0	0	0	0
大規模生息地	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
集団渡来地	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
集団繁殖地	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
希少鳥獣生息地	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
生息地回廊	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						0						0
	面積		変動面積						0						0
計	箇所	6	箇所	1	2	0	2	1	6	0	0	0	0	0	0
	面積	613	変動面積	204	101	0	206	102	613	0	0	0	0	0	0

区分	本計画期間に区域縮小する特別保護地区								本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区 (再指定も含む)								計画期 間中の 増減	計画終 了時の 鳥獣保 護区	備考
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)	※1	※2					
森林鳥獣生息地	箇所					0	1	2				6	0	6					
	変動面積					0	204	101			206	613	0	613					
	箇所					0						0	0	0					
大規模生息地	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
集団渡来地	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
集団繁殖地	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
希少鳥獣生息地	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
生息地回廊	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
身近な鳥獣生息地	変動面積					0						0	0	0					
	箇所					0						0	0	0					
	変動面積					0						0	0	0					
計	箇所	0	0	0	0	0	1	2	0	2	1	6	0	6					
	変動面積	0	0	0	0	0	204	101	0	206	102	613	0	613					
	変動面積	0	0	0	0	0	204	101	0	206	102	613	0	613					

※1 箇所 B-E
面積 B+C-D-E

※2 箇所 A+B-E
面積 A+B+C-E

(3) 特別保護地区の指定内訳

(第5表)

年度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備考
	指定区分	鳥獣保護区 名称	面積 (ha)	設定期間	指定 面積 (ha)	指定期間	指定 面積	指定 期間	
24年度	森林鳥獣 生息地	川口 鳥獣保護区	2,953	H24.11.1 ～ H34.10.31	204	H24.11.1 ～ H34.10.31	—	—	球磨
計		1箇所	2,953		204		—	—	
25年度	森林鳥獣 生息地	鞍岳 鳥獣保護区	332	H25.11.1 ～ H35.10.31	90	H25.11.1 ～ H35.10.31	—	—	菊池
	森林鳥獣 生息地	人吉・紅取 鳥獣保護区	641	H25.11.1 ～ H35.10.31	11	H25.11.1 ～ H35.10.31	—	—	球磨
計		2箇所	973		101				
27年度	森林鳥獣 生息地	白髪岳 鳥獣保護区	1,790	H27.11.1 ～ H37.10.31	150	H27.11.1 ～ H37.10.31	—	—	球磨
	森林鳥獣 生息地	市房 鳥獣保護区	1,146	H27.11.1 ～ H37.10.31	56	H27.11.1 ～ H37.10.31	—	—	球磨
計		2箇所	2,936		206				
28年度	森林鳥獣 生息地	北向山 鳥獣保護区	337	H28.11.1 ～ H38.10.31	102	H28.11.1 ～ H38.10.31	—	—	菊池 阿蘇
計		1箇所	337		102				
合計		6箇所	7,199		613				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないよう配慮するものとする。

休猟区の指定期間満了後は、周辺地域の農林水産業被害等の状況も踏まえながら、可能な限り、当該休猟区に隣接する地域での新たな休猟区の指定を検討するものとする。

休猟区一箇所当たりの面積は、1,500ha以上となるよう努めるものとし、さらに、休猟区面積の合計は、狩猟鳥獣の生息動向等を踏まえてその生息数の回復に必要な面積を確保するよう努めるものとする。

また、休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとする。

なお、休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとし、狩猟鳥獣による農林業等の被害の状況に応じて、指定の延期又は特定計画に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例休猟区の指定を進めるものとする。

(2) 指定期間

休猟区の指定期間は3年とし、更新はしないものとする。

(3) 休猟区指定計画

休猟区については、すべて特例休猟区として指定する。

(第6表)

年度	指定所在地	特例休猟区 名称	指定面積 (ha)	指定期間 (3年間)	特例休猟区 特定鳥獣名(狩猟可能な鳥獣名)	備考
平成24年度	山鹿市	西岳	1,380	H24.11.1～H27.10.31	イノシシ、ニホンジカ	鹿本
	菊池市	四町分	1,743	H24.11.1～H27.10.31	イノシシ、ニホンジカ	菊池
	御船町、山都町	上野・中島	1,120	H24.11.1～H27.10.31	イノシシ、ニホンジカ	上益城
計		3箇所	4,243			
平成25年度	阿蘇市	的石端辺	1,300	H25.11.1～H28.10.31	イノシシ、ニホンジカ	阿蘇
	水俣市	石坂川	1,320	H25.11.1～H28.10.31	イノシシ、ニホンジカ	芦北
	上天草市、天草市	倉岳	1,550	H25.11.1～H28.10.31	イノシシ	天草
	相良村	山口	1,330	H25.11.1～H28.10.31	イノシシ、ニホンジカ	球磨
	熊本市	田原	1,070	H25.11.1～H28.10.31	イノシシ	自保
計		5箇所	6,570			
平成26年度	荒尾市、玉名市、南関町	筒ヶ岳	1,467	H26.11.1～H29.10.31	イノシシ	玉名
	益城町	津森	1,440	H26.11.1～H29.10.31	イノシシ、ニホンジカ	上益城
	八代市	笹越	1,305	H26.11.1～H29.10.31	イノシシ、ニホンジカ	八代
計		3箇所	4,212			
平成27年度	玉名市、和水町、玉東町	木葉山	1,580	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ	玉名
	山鹿市	鹿央	1,413	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ、ニホンジカ	鹿本
	大津町	瀬田裏	1,810	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ、ニホンジカ	菊池
	高森町	下切	1,400	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ、ニホンジカ	阿蘇
	山都町	杉木	1,240	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ、ニホンジカ	上益城
	山江村	万江	1,770	H27.11.1～H30.10.31	イノシシ、ニホンジカ	球磨
計		6箇所	9,213			
平成28年度	小国町	黒淵	940	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ、ニホンジカ	阿蘇
	八代市	市の俣	955	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ、ニホンジカ	八代
	水俣市、芦北町、津奈木町	矢城	1,610	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ、ニホンジカ	芦北
	球磨村	境目	1,455	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ、ニホンジカ	球磨
	天草市	ヤイラギ	970	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ	天草
	熊本市	鹿南	879	H28.11.1～H31.10.31	イノシシ	自保
計		6箇所	6,809			
合計		23箇所	31,047			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

狩猟事故、違反の防止を図るため、新設の鳥獣保護区を重点的に標識等の設置を行い、既設標識等の劣化による立替も実施する。

また、鳥獣保護区の位置、区域を明確に説明、表示するため標識案内板を設置し、地域の人々が愛鳥活動に利用できるよう整備を図るものとする。

さらに、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして鳥獣保護の必要があると認める場合には、関係機関等と十分な調整を図った上で、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

(2) 整備計画

① 管理施設の設置

(第7表)

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		計	
標識等 (制札)	実施 箇所数	本数	実施 箇所数	本数	実施 箇所数	本数	実施 箇所数	本数	実施 箇所数	本数	実施 箇所数	本数
新規	1	7									1	7
更新	18	200	6	80	8	100	9	110	5	70	46	560

注) 新規：新規指定鳥獣保護区
更新：更新鳥獣保護区

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

当面、狩猟鳥獣のうち、キジの増殖、放鳥を推進することとし、ヤマドリについては様々な技術面が確立された時点で検討するものとする。

(2) 人工増殖計画

(第8表)

年度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成 24 年度 ～ 平成 28 年度			キジ	計画的人工増殖について、遺伝子劣化、交雑防止等について適切に指導し、生態系への影響を最小限に抑えるよう努めるものとする。	

2 放鳥獣

(1) 方針

キジについて、狩猟による過去の捕獲数や第10次計画における放鳥実績を踏まえ、県猟友会などの関係団体と情報連携を密にし、野生化訓練を行い効果的な放鳥事業を実施する。

また、放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。

なお、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用の鳥獣を育成する生産者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

①放鳥計画

(第9表)

種類名	放鳥の地域	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	100	1,000	100	1,000	100	1,000
	休 猟 区	5	50	5	50	5	50
	猟 区	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	5	50	5	50	5	50
	計	110	1,100	110	1,100	110	1,100

種類名	放鳥の地域	平成 27 年度		平成 28 年度		計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区	100	1,000	100	1,000	500	5,000
	休 猟 区	5	50	5	50	25	250
	猟 区	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	5	50	5	50	25	250
	計	110	1,100	110	1,100	550	5,500

②入手計画

(第10表)

種類名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	計
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産
キジ	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	5,500

(3) 放獣計画

放獣については原則として実施しない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に該当する鳥獣で、法第7条第6項に基づき環境大臣が定めるもの及びレッドデータブックくまもと2009において絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類又はⅡ類に定められた鳥獣とする。

また、希少鳥獣の適切な保護管理のため、鳥獣保護区の指定や鳥獣保護員の巡回などを通して、生息環境の保全、生息状況の把握等に努め、地域個体群の存続を図るものとする。

(2) 狩猟鳥獣

以下の①、②に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき環境省令で定められた鳥獣とする。

① 狩猟の対象として資源価値等を有するもの。また、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

② 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれがないもの。

なお、狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況の把握や関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

また、必要に応じて、休猟区の指定や捕獲等の制限等によって、狩猟鳥獣の持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

ただし、狩猟鳥獣のうち、本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣である種については、(3)に準じた管理を図るものとする。

さらに、狩猟による捕獲を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

本来我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

また、本県において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて上記に準じた捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

対象種は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣及び県内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業に被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）以外の鳥獣とする。

一般鳥獣の適切な保護管理のため、生息状況の把握に努め、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業、又は生態系等に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じて、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している一般鳥獣については、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図るものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合においては、許可しないものとする。

① 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制する

ため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

- ③ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。
 - ⑤ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
 - ⑥ 法第36条及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
 - ⑦ 鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣の乱獲を助長するおそれがあることから、本来自然のままに保護すべきであるという理念のもと、鳥獣の愛がん飼養目的の捕獲は許可しないものとする。
- (2) 許可する場合の基本的考え方
- ① 学術研究を目的とする場合
学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣等に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
 - ② 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合
鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣等については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
 - ③ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。
 - ④ その他特別な事由を目的とする場合
上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。
 - 1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合
 - 2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合
 - 3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合
 - 4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
 - 5) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
 - 6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
 - 7) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等
- (3) わなの使用に当たっての許可基準
獣類の捕獲を目的とするわなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。
- ① くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、締付け防止金具を装着したものであ

ること。

なお、ニホンジカ及びイノシシの捕獲を目的とする許可申請の場合は、上記の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

- ② とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- ③ 従事者1人当たりのわなの設置個数は30個以内とし、1日で見回れる個数以内とする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっては、捕獲する鳥獣の種類及び生息数、捕獲する区域等を勘案し、次の条件を付すものとする。特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

- ① 捕獲期間、捕獲する区域、捕獲方法、鳥獣の種類及び数の限定
- ② 捕獲物の処理の実施方法
- ③ 捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮
- ④ 適切なわなの数量の限定及び見回りの実施方法

(5) 許可権限の市町村長への委譲

県知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数、分布等を踏まえ、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする種を限定した上で、適切に市町村長に委譲するものとする。

県知事は、捕獲許可に係る権限を市町村長に委譲する場合は、法令、鳥獣保護事業計画及び「熊本県有害鳥獣捕獲実施要領」に従った適切な業務の施行や特定計画との整合並びに県知事に対する許可事務の執行状況報告が適切に行われるよう助言するものとする。

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。)さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究及び環境教育等に利用できる場合で、許可の本来の目的や法の達成目的等に照らし合わせ、その処理方法が合目的と認められる場合には努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

(8) 錯誤捕獲について

錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行

うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(9) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとし、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(10) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少ない等保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等適正な捕獲が行われるよう図るものとする。このような種については、有害鳥獣捕獲と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させる等、生息数の確保についても検討するものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

① 研究の目的及び内容

次の1) から4) までのいずれにも該当するものであること。

1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

② 許可対象者

理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

③ 鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）。ただし、外来鳥獣等に関する学術研究を目的とする場合には、適切な種類又は数（羽、頭、個）とする。

④ 期間

1年以内

⑤ 区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

⑥ 方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1) 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2) 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

⑦ 捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

- 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。
- 2) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生体に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。
- 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

① 許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

② 鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

③ 期間

1年以内

④ 区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

⑤ 方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による農林水産業被害、生活環境の悪化、人身への危害若しくは植生の衰退等の自然生態系の攪乱（以下「被害等」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備、未収穫物の撤去等の被害防除対策が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。

特に近年、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの野生鳥獣による農林作物などの被害が著しく増加しており、ニホンジカは菊池・阿蘇地域から芦北・球磨地域にかけて、ニホンザルは主に阿蘇、球磨、上益城地域、イノシシは県下全域に及んでいる。また、野外に捨てられたり、逃げ出したりしたペットが生態系に悪影響を及ぼしており、さらに、カラス類・ドバトなどにより、居住環境が悪化するなどの社会問題が顕在化してきている。

そのため、野生鳥獣の保護と農林水産業被害等の防止の観点から、計画期間中に被害が減少するよう有害鳥獣の生息数の管理及び関係機関との連携による有害鳥獣捕獲に努めるとともに、適切な防除方法等に関しては、インターネット等も有効に活用し最も効果的な最新情報の提供等を行うこととする。

特にニホンジカ、ニホンザルについては、その生息数、分布域など生息状況に応じた個体群の管理の方法について、学識経験者、研究機関を含め科学的知見や長期的視点から検討を

行い、狩猟を含む個体数管理の実施など鳥獣の適正な保護管理に努める。ニホンジカについては、特定計画により対処することとする。

また、県域の中でも特に農業被害の著しいイノシシについては、全県的に捕獲頭数及び許可期間等の許可基準を緩和するとともに、自衛のための有害鳥獣捕獲については、さらに基準の緩和を行うこととし、特定計画により対処していく。

農林水産業被害発生が恒常的に認められる場合は、予察捕獲を行うことができるものとする。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

① 予察表

第10次計画期間内における有害鳥獣の捕獲の実績や被害防止計画等を基にして、被害作物等の状況、鳥獣生息状況等を勘案して、予察表を作成する。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の計画的実施に努めるものとする。

(第11表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
カラス類	水稲、麦類、野菜、果樹、いも類、工芸作物、飼料作物、雑穀、居住環境、農業施設、家畜	←														→	県下全域
スズメ類	水稲、飼料作物、麦類	←														→	県下全域
カワラバト(ドバト)	豆類、麦類、野菜、果樹、飼料作物、居住環境	←														→	県下全域
カモ類	水稲、麦類、海苔、養殖魚	←		→						←						→	熊本、宇城、玉名、上益城、八代、球磨
ヒヨドリ	果樹、野菜	←														→	熊本、宇城、玉名、鹿本、上益城、八代、芦北、球磨、天草
サギ類	海苔、養殖魚、居住環境	←														→	熊本、宇城、玉名、鹿本、阿蘇、上益城
イノシシ	水稲、野菜、果樹、飼料作物、工芸作物、甘藷、いも類、林産物	←														→	県下全域
ニホンザル	水稲、野菜、果樹、飼料作物、豆類、雑穀、いも類、林産物、居住環境	←														→	宇城、阿蘇、上益城、八代、球磨
ノウサギ	スギ、ヒノキ	←														→	熊本、宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨
ニホンジカ	スギ、ヒノキ、水稲、野菜	←														→	宇城、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨
タヌキ	飼料作物	←														→	玉名、菊池、阿蘇、球磨、天草
ノイヌ	果樹、野菜、居住環境、家畜	←														→	宇城、菊池、阿蘇
アナグマ	果樹、野菜、飼料作物	←														→	玉名、鹿本、芦北、球磨

② 予察表に係る方針等

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲は、予察表で示した鳥獣を対象として、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い有害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣等についてはこの限りではない。

予察捕獲を実施するに当たっては、各市町村ごとに被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況に基づき、鳥獣の種類別に被害地域、被害時期、被害作物等について検討を行うものとし、過去3年以上連続して同一作物に被害の発生した地域を「特別被害地域」として区分し、「特別被害地域」に区分された地域において予察捕獲が実施できるものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

① 方針

鳥獣による農林水産業被害や生活環境被害を低減するためには、鳥獣の適正管理が重要である。そのため、特にニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては、農林水産業被害が高い水準で推移していることから、ニホンジカについては平成12年度に第1期（H12～13）、平成13年度に第2期（H14～18）、平成18年度に第3期（H19～23）の特定計画を策定し、イノシシについては、平成20年度に第1期（H20～23）の特定計画を策定して、有害鳥獣捕獲や個体数調整と併せて被害防除対策等を行い、これらの適正管理に努めてきたところである。

また、ニホンザルについては平成12年度に策定した「熊本県における野生サル対策方針」を平成23年度に見直し、有害鳥獣捕獲等の対策を進めてきたところである。

これらの計画や方針を適宜見直し、引き続き鳥獣の適正管理に努めることとする。

② 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第12表)

対象鳥獣名	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備考
ニホンジカ	<p>平成22年度に実施した生息状況調査結果によると、九州脊梁山地区を中心とした高密度地域は減少し分散化傾向にあり、里山地域では高密度地域が多く見られる状況にある。</p> <p>林業被害は依然として高い水準で発生していることから、特定計画に基づき、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、有害鳥獣捕獲における規制緩和等の取組みにより捕獲圧を高め、個体数調整等の保護管理を行うとともに被害防除等の対策に総合的に取り組むこととする。</p> <p>なお、捕獲数管理のための有害鳥獣捕獲実施状況調査、狩猟による捕獲状況調査、糞粒法による生息状況調査等を継続的に行い、適切な保護管理に努めるものとする。</p>	
イノシシ	<p>生息分布は県内全域に拡大していると推測され、毎年の農林産物被害額は依然として高い水準で推移していることから、特定計画に基づき、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、有害鳥獣捕獲における規制緩和等の保護管理と被害防除等の対策に総合的に取り組むこととする。</p> <p>なお、有害鳥獣捕獲実施状況調査、狩猟による捕獲状況調査等を継続的に行い、適切な保護管理に努めるものとする。</p>	

ニホンザル	<p>近年、農林産物に対する被害問題及び人に対する危害問題が顕著となっており、平成21年度及び22年度に実施した生息状況調査によると、本来生息していなかった地域にも新規の群れが出没するなど、被害及び行動圏域が増加・拡大傾向にあることから、被害防除や保護管理等の対策に総合的に取り組むこととする。</p> <p>なお、「熊本県における野生サル対策方針」に基づき、被害状況調査、目撃情報調査、有害鳥獣捕獲状況調査、テレメトリシステム等によるモニタリング調査を実施し、適切な保護管理に努めるものとする。</p>	
-------	--	--

(4) 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

① 方針

1) 基本的な方針

許可に当たっては、被害発生予察、過去の捕獲の実績、農林水産業等への被害の状況等を分析し、捕獲の必要性が認められる場合は、原則として下記の許可基準により許可を行うものとする。

鳥獣の種類ごとの許可基準に記載されていない鳥獣については、被害等が生じることは稀であり、従来の許可実績もごく僅少であることにかんがみ、これらの鳥獣についての有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討した上で許可するなど、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可についても、特に慎重に取り扱うものとする。

また、外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

2) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立ち会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

② 許可基準

1) 許可対象者（従事者）

許可対象者（従事者）は、原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人又は法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 有害鳥獣の捕獲等に用いようとする猟法に係る狩猟免許を有していること。

イ 有害鳥獣の捕獲等に伴う事故等により他人に生じた損害に対して、賠償し得る能力を有すると認められる者であること。

ウ 銃器による捕獲を行う従事者は従事する年度から過去5年（ただし、当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年）以内に3年以上、わな又は網により捕獲を行う従事者は従事する年度から過去5年（ただし、当該年度における狩猟期間以前の申請においては、従事する年度の前年度から過去5年）以内に1年以上、捕獲に関する県の狩猟者登録を受け、捕獲の趣旨を理解している者で、随時捕獲に従事できる者であること。

ただし、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。なお、捕獲に際しての事故に当たっては、警察等と連携し、適切に対応するものとする。

- (ア) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、上記ウに係る狩猟者登録を受けずに有害鳥獣捕獲に従事する場合であって、次のa～dの要件を満たす場合。
 - a 対象鳥獣 イノシシ、ニホンジカ
 - b 資格要件 わな猟免許を有する者
 - c 猟 具 箱わな
 - d 捕獲範囲 自己所有（借地を含む）の農林地内
- (イ) 航空機の航行障害に係る有害鳥獣捕獲について、捕獲に用いようとする猟法に係る狩猟免許を有している場合であって、上記ウに係る狩猟者登録を受けずに捕獲に従事する場合。
- (ウ) 狩猟免許を有していないものに対する許可において、次のa～dのいずれかに該当する場合。
 - a 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手取りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、カワラバト（ドバト）等の小型の鳥獣を捕獲する場合。
 - b 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（借地を含む）において、囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合。
 - c 林野庁九州森林管理局及び同各支署が国有林野及び官行造林地において、森林管理局署長が選任する有害鳥獣捕獲に関する研修を受けた国有林野関係職員が網又はわなによる捕獲に従事する場合。
 - d 手捕りにより鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取等を行う場合。
- (エ) 法人に対する許可において、銃器の使用以外の方法による捕獲で、従事者の中に捕獲に用いようとする猟法に係る狩猟免許を有していない補助者を含む場合であって、従事者の中に当該狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合。この場合、当該狩猟免許を有していないものは、当該狩猟免許を有しているものの監督下で捕獲を行うものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

2) 鳥獣の種類・数

- ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。
- イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(ア)又は(イ)に該当する場合のみ対象とするものとする。
 - (ア) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - (イ) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- ウ 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要最小限の数（羽、頭、個）であるものとする。

ただし、外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、ア～ウは適用しない。

3) 期間

- ア 狩猟期間中及び狩猟期間の前後15日間における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間及び区域等における捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応することとする。
- イ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるもの

とする。

4) 区域

ア 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とするものとする。

イ 被害等が複数の市町村にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町村を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施する等これが効果的に実施されるよう市町村を助言するものとする。

ウ 鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが必要な地域においては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。

また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施及び、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

5) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第 15 条第 1 項に基づく指定猟法禁止区域及び第 12 条第 1 項又は第 2 項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を広範囲に必要以上に用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の一因を生じさせることのないよう、餌は必要最小限にするなどの指導を行うものとする。

6) 鳥獣の種類ごとの許可基準

(第 13 表)

許可権者	鳥獣名	許可基準					許可申請対象者	留意事項	被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件										
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数 (羽・頭・頭)														
市町村長	ハシボソガラス ハシブトガラス ミヤマガラス	銃器	当該市町村内の必要な区域	通年	30日以内	100羽	(1) 国、地方公共団体	捕獲隊の編成	水稲、麦類、野菜、果樹、いも類、工芸作物、飼料作物、雑穀、居住環境、農業施設、家畜											
		銃器以外			30日以内															
	スズメ ニューナイスズメ	銃器		4～11月	30日以内	500羽		(2) 法第9条第8項の規定により環境大臣の定める法人			捕獲隊の編成	水稲、飼料作物、麦類								
		銃器以外			30日以内															
	カウラバト (ドバト) キジバト	銃器 銃器以外		通年	30日以内	100羽					(3) 被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者		捕獲隊の編成	豆類、麦類、野菜、果樹、飼料作物、居住環境						
					30日以内															
	カモ類	銃器		4～5月 10～3月	30日以内	100羽							(4) その他特に必要と認められる者		捕獲隊の編成	水稲、麦類、海苔、養殖魚				
					30日以内															
	ヒヨドリ	銃器		通年	30日以内	100羽									(4) その他特に必要と認められる者		捕獲隊の編成	果樹、野菜		
					30日以内															
	サギ類	銃器		通年	30日以内	15羽											(4) その他特に必要と認められる者		捕獲隊の編成	海苔、養殖魚、居住環境
					30日以内															
イノシシ (イノヅタ含む)	銃器 銃器以外	通年	6ヶ月以内	100頭	(4) その他特に必要と認められる者	捕獲隊の編成	水稲、野菜、果樹、飼料作物、工芸作物、甘藷、いも類、林産物、													
			6ヶ月以内																	
	銃器 銃器以外	通年	6ヶ月以内	100頭		(4) その他特に必要と認められる者		捕獲隊の編成												
			6ヶ月以内																	

		許可基準									
許可権者	鳥獣名	方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数(羽・個・頭)	許可申請対象者	留意事項	被害農林水産物等	左記基準に関する適用条件	
市町村長	ノウサギ	銃器	当該市町村の必要な区域(複数市町村の場合含む)	通年	30日以内	40羽	許可申請対象者	捕獲隊の編成	スギ、ヒノキ		
		銃器以外			30日以内	40羽					
		タヌキ		銃器	通年	30日以内		20頭	捕獲隊の編成		飼料作物
				銃器以外		30日以内		20頭			
		ノイヌノネコ		銃器	通年	30日以内		20頭	捕獲隊の編成		果樹、野菜、居住環境、家畜
				銃器以外		30日以内		20頭			
	知事	カウウ	銃器	当該市町村の必要な区域(複数市町村の場合含む)	通年	30日以内	15羽	捕獲隊の編成	養殖魚		
			銃器			30日以内	15頭	捕獲隊の編成			
		ニホンザル	銃器		通年	6ヶ月以内	180頭	捕獲隊の編成	水稻、野菜、果樹、飼料作物、豆類、雑穀、いも類、林産物、居住環境		
			銃器以外					60日以内			15頭
		ニホンジカ	銃器		通年	6ヶ月以内	180頭	捕獲隊の編成	スギ、ヒノキ、水稲、野菜		
			銃器以外					6ヶ月以内			180頭
アナグマ	銃器	通年	30日以内	20頭	捕獲隊の編成	野菜、果樹、飼料作物					
	銃器以外				30日以内		20頭	捕獲隊の編成			
外来鳥獣(移入鳥獣)		捕獲の目的を達成するために必要と認められる方法、区域、時期、期間、員数とする。									
上記以外の鳥獣		上記を参考とし、必要最小限のものとする。									

(5) 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

① 方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町村及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施するものとする。

特に、関係市町村に対しては、被害防止計画と整合性を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

1) 捕獲隊の編成

ニホンジカ、イノシシその他の鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう努め、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊（鳥獣被害防止特措法第9条第1項に規定する鳥獣被害対策実施隊をいう。以下同じ。）と連携を図るものとする。その際、狩猟人口の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を早急に確立する必要があることから、従来の取組みに加え、市町村又は農林業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成する取組みを推進するものとする。捕獲隊員等の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等を隊員として編成されるよう指導するものとする。また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣の保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図るものとする。

なお、当該市町村内では捕獲隊の編成数が不足する場合等においては、市町村の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるものとする。

2) 関係者間の連携強化

熊本県農林業鳥獣被害対策プロジェクト会議が主体となって、庁内関係課や各地域振興局、熊本農政事務所、市町村等との連携を図り、住民・行政が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。各地域で有害鳥獣捕獲を円滑に実施するため、各地域振興局、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会等で構成される地域レベルの連絡協議会の設置に努めるものとする。

3) 他県間との連携

県境を越えて分布するニホンジカ・イノシシについて、隣接県と情報交換、連絡調整を行い、相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施するものとする。

また、県境市町村だけでなく、全市町村に呼びかけて実施するものとする。

4) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域においては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等の防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の住民への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町村に助言するものとする。

② 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第14表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
カラス類	県下全域	
スズメ類	県下全域	
カワラバト (ドバト)	県下全域	
カモ類	熊本、宇城、玉名、上益城、八代、球磨	
ヒヨドリ	熊本、宇城、玉名、鹿本、上益城、八代、芦北、球磨、天草	
サギ類	熊本、宇城、玉名、鹿本、阿蘇、上益城	
イノシシ	県下全域	他県との合同捕獲
ニホンザル	宇城、阿蘇、上益城、八代、球磨	
ノウサギ	熊本、宇城、玉名、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、球磨	
ニホンジカ	熊本、宇城、鹿本、菊池、阿蘇、上益城、八代、芦北、球磨	他県との合同捕獲
タヌキ	玉名、菊池、阿蘇、球磨、天草	
ノイヌ	宇城、菊池、阿蘇	
アナグマ	玉名、鹿本、芦北、球磨	

③ 指導事項の概要

県許可に係る有害鳥獣捕獲における指導事項は「熊本県有害鳥獣捕獲実施要領」に基づくものとする。市町村長許可に係るものについては、市町村長は必要に応じ、県の実施要領に準じ、捕獲許可を受けた者又は捕獲従事者に指導する事項を定めるものとする。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

許可基準及び実施に当たっての留意事項、体制の整備等については、有害鳥獣捕獲についての許可基準及び有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等に準ずるものとする。

6 その他特別の事由の場合

(第15表)

捕獲の目的	許可権者	許				可		基			留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法					
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)	必要最小限の種類	必要と認められる員数	1年以内	職務上必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。					
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護員その他の必要と認められる者	必要最小限の種類	必要と認められる員数	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。					
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類	必要最小限	6カ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている方法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。					
(4) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で、放鳥を目的とする養殖の場合には放鳥対象地の個体	必要最小限	6カ月以内	原則として、熊本県内(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	わな、網、手捕					
(5) 鵜飼漁業への利用	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	必要最小限	6カ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。					

捕獲の目的	許可権者	許可基準						留意事項	備考
		許可対象者	鳥獣の種類	鳥獣の員数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		
(6) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事(現在まで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれらから依頼を受けた者	必要とする鳥類。	必要最小限(捕獲後の処置を放鳥とする)	30日以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなくやむを得ない事由がある場合は、この限りではない。	環境教育の目的、環境影響評価(法又は条例に基づかない自主アセスを含む。)のための調査、被害防除対策の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。	
(7) 鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	知事	ケースバイケースで個別判断	同左	同左	同左	同左	同左		

7 鳥類の飼養登録

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努めるものとする。

- (1) 愛がん飼養を目的とした平成23年度までの捕獲許可により捕獲された個体の登録票の更新は、1世帯当たり1羽に限り、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。
- (2) 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。
- (3) 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。
- (4) 愛がん飼養を目的とした平成23年度までの捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1世帯当たり1羽を超える飼養をする等、不正な飼養が行われないようにすること。

また、違法に捕獲した鳥類については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めるものとする。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の①及び②のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- ① 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること
- ② 捕獲したヤマドリが食用品として販売等、販売されることによって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟及びわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のための特定猟具使用禁止区域の指定については、都市化の進展、市街地の拡大を含む居住環境の変化、住民に危険が及ぶと予想されるような新たな地域の発生や鳥獣の生息状況の変化などに応じ、適切かつ柔軟に対応して指定にあたるものとする。

なお、特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域の対象とするものとする。

① 銃猟に伴う危険を予防するための区域

銃猟による事故が頻発している区域、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所、及び衆人群集の集まる場所が相当程度の広がりを持って集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

② 静穏を保持するための地区

③ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟に事故発生のおそれの高い区域

(2) 指定期間

特定猟具使用禁止区域の指定期間は10年とする。

(3) 特定猟具（銃）使用禁止区域指定計画

(単位：h a、箇所)

(第16表)

区分	単位 区分	既特定猟 具使用禁 止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					計 (C)			
			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (B)	24年度	25年度	26年度	27年度		28年度		
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所	42	箇所	2						2						0
	面積	32,402ha	面積	713						713						0
計	箇所	42	箇所	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	面積	32,201ha	面積	713	0	0	0	0	0	713	0	0	0	0	0	0

区分	単位 区分	本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域					本計画期間に廃止又は期間満了に より消滅する特定猟具使用禁止区域					計画期 間中の 増減 ※1	計画終了 時の特定 猟具使用 禁止区域 ※2	備考	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計 (D)	24年度	25年度	26年度	27年度				28年度
銃猟に伴う危険を予 防するための区域	箇所						0						1	1	43
	面積						0						150	150	32,965
計	箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	43
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	150	0	0	150	563	32,965

※1 箇所：B-E ※2 箇所：A+B-E
面積：B+C-D-E 面積：A+B+C-D-E

(4) 特定猟具（銃）使用禁止区域指定内訳

(第17表)

銃猟に伴う危険を予防するための区域						
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (ha)	指定期間 (10年間)	備考1	備考2
平成24年度	荒尾市	下赤田	96	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	玉名
	山鹿市	岩原	114	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	鹿本
	大津町、菊陽町、西原村、益城町	熊本空港	2,367	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	菊池、阿蘇、上益城
	熊本市、合志市、菊陽町、益城町	熊本	14,496	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	菊池、上益城、自保
	産山村	船塚	263	H24.11.1～H34.10.31	名称変更 (再) 指定	阿蘇
	西原村	高遊	273	H24.11.1～H34.10.31	新規指定	阿蘇
	南阿蘇村	白水	440	H24.11.1～H34.10.31	新規指定	阿蘇
	熊本市、嘉島町	嘉島	144	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	上益城、自保
	水俣市	西の浦	338	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	芦北
	熊本市	砂原	520	H24.11.1～H34.10.31	(再) 指定	自保
	計	10箇所	19,051			
平成25年度	宇城市	小川	52	H25.11.1～H35.10.31	(再) 指定	宇城
	玉名市	横島	324	H25.11.1～H35.10.31	(再) 指定	玉名
	西原村	大峰	173	H25.11.1～H35.10.31	(再) 指定	阿蘇
	八代市	八代干拓	1,224	H25.11.1～H35.10.31	(再) 指定	八代
	芦北町	田浦海岸	431	H25.11.1～H35.10.31	(再) 指定	芦北
	計	5箇所	2,204			

銃猟に伴う危険を予防するための区域						
年度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定面積 (h a)	指定期間 (10 年間)	備考 1	備考 2
平成 26 年度	南関町	大間山	550	H26. 11. 1～H36. 10. 31	(再) 指定	玉名
	山鹿市	山鹿	245	H26. 11. 1～H36. 10. 31	(再) 指定	鹿本
	人吉市	大野	0	(H16. 11. 1～H26. 10. 31)	期間満了	球磨 (150 h a)
	計	2 箇所 (3 箇所)	795			
平成 27 年度	菊池市	鞍岳	80	H27. 11. 1～H37. 10. 31	(再) 指定	菊池
	熊本市	熊本港	924	H27. 11. 1～H37. 10. 31	(再) 指定	自保
	熊本市	城南	1, 077	H27. 11. 1～H37. 10. 31	(再) 指定	自保
	計	3 箇所	2, 081			
平成 28 年度	玉名市、玉東町	河原谷	122	H28. 11. 1～H38. 10. 31	(再) 指定	玉名
	宇城市	前越	19	H28. 11. 1～H38. 10. 31	(再) 指定	宇城
	山江村	章鹿倉	145	H28. 11. 1～H38. 10. 31	(再) 指定	球磨
	計	3 箇所	286			
	合計	23 箇所 (24 箇所)	24, 417			

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

現在、特定猟具使用制限区域は指定していないが、休猟区等解除後の区域については、狩猟者の集中入猟が予想され、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じて、特定猟具使用制限区域の指定を検討するものとする。

3 猟区の設定

(1) 方針

現在、猟区の設定は無いが、今後、猟区設定の計画が生じた場合は、必要に応じて、市町村、猟友会等と検討するものとする。

4 指定猟法禁止区域

(1) 方針

① これまでの指定に関する基本的な考え方等

鉛散弾による水鳥の鉛中毒事故の防止を図るため、特定の水辺域を選定し、水辺域における鉛散弾の使用禁止規制を段階的に実施してきている。

第8次計画期間中に指定した、八代鉛散弾規制地域、不知火鉛散弾規制地域の2地域について、第9次計画期間において法第15条に基づく指定猟法禁止区域へ移行させている。

② 今後の指定方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製散弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況など現状を把握・分析し、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製散弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

③ 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがあるなど、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼすなど生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

④ 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付するものとする。

(2) 指定期間

指定猟法禁止区域の指定期間については、終期は設定せず、当分の間指定を継続するものとする。

(3) 指定猟法禁止区域（鉛製銃弾使用禁止区域）指定内訳

現在指定している地域は次の内訳表のとおりである。

なお、八代指定猟法禁止区域については、その一部が球磨川河口鳥獣保護区に指定されることから、当該鳥獣保護区の指定に係る面積を縮小するものとする。

今後は、これまでの指定状態をそのまま維持することを基本とし、新規指定については地域における合意形成に基づき柔軟に対応するものとする。

(第18表)

指定年度	所在地	名称	指定面積 (ha) (変更前面積)	指定期間	摘要欄
平成 15 年度	八代市	八代指定猟法禁止区域	2,335 (2,450)	平成 15 年 11 月 1 日 からの当分の間	平成 24 年 11 月 1 日 面積変更
平成 15 年度	宇城市	不知火指定猟法禁止区域	1,072	平成 15 年 11 月 1 日 からの当分の間	
県計					

第六 特定計画の作成に関する事項

1 特定計画の作成に関する方針

特定計画の作成においては、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることとする。それにより、計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として、特定計画を作成するものとする。

特に本県では、ニホンジカ及びイノシシの分布域の拡大等により農林産物への被害が深刻化しているため、特定計画を策定し、狩猟期間の延長、特例休猟区の指定、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和等により、保護管理を図ることとする。

なお、その他の鳥獣についても、必要に応じて特定計画の策定を検討するものとする。

(第19表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	主な内容
平成 23 年度 (第 4 期計画)	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な保護管理を広域的・継続的に推進	ニホンジカ	H24.4.1～ H29.3.31	熊本市（旧熊本市、旧植木町）・玉名・天草地域振興局管内市町村及び宇土市・宇城市（旧三角町）・合志市・菊陽町・嘉島町を除く	○対象区域の拡大 熊本市（旧城南町及び旧富合町）及び益城町を追加 ○狩猟期間の変更 狩猟期間の始期日を11/15から11/1に変更し、終期日は3/15のまま(11/1～3/15) ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定
平成 23 年度 (第 2 期計画)	○農林業及び生態系被害の低減 ○計画的な保護管理を広域的・継続的に推進	イノシシ	H24.4.1～ H29.3.31	県下全域	○狩猟期間の変更 狩猟期間の始期日を11/15から11/1に変更し、終期日は3/15のまま(11/1～3/15) ○狩猟が可能となる特例休猟区の指定

2 実施計画の作成に関する方針

県又は鳥獣保護事業の一部を行う市町村等は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域をさらに区分した地域において、年度別に適切な鳥獣保護管理事業を実施するための実施計画の作成に努めるものとする。

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

県内に生息する野生鳥獣の実態を把握するため、関係団体等の協力を得て調査を実施し、調査精度を向上させるための資料整備及び調査研究体制の確立を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

これまでの調査結果を踏まえ、県内に生息する希少野生鳥獣等についてさらに詳細な調査を行い、生息分布及び生態などについて把握するものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

これまでの調査結果を踏まえ、希少鳥獣等保護調査及びガン・カモ・ハクチョウ類の生息調査を実施し、生息分布及び生態などについて把握するものとする。

(第20表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
県内生息希少野生鳥獣	H24～H28	①目的 レッドデータブック改訂のためのフォローアップ調査 ②種類 鳥獣生息分布調査 ③方法 現地調査	県内一円（特に野鳥生息状況調査において確認された地域）	通年
ガン・カモ・ハクチョウ類	H24～H28	地域、時間等を定めたカウント方法によるセンサス調査 広域的な有害鳥獣捕獲による保護管理が求められているカワウのカウント方法によるセンサス調査	県内の河川、湖沼、干拓地	1月

(3) 鳥獣保護区等の新規指定地区の管理等調査

(第21表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
球磨川河口鳥獣保護区	H24～H28	生息環境及び分布調査	

3 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟鳥獣の生息状況及び狩猟の実態把握調査を実施し、関係研究機関・関係団体との連携を図りつつ狩猟の適正化に資するものとする。

(2) 狩猟鳥獣生息調査及び放鳥効果測定調査

狩猟鳥獣生息調査は、ニホンジカ、イノシシ、キジについて、狩猟者からの捕獲の位置情報（5 kmメッシュ）、捕獲個体の性別、捕獲年月日、出合い数等の捕獲状況等の報告を、生息密度、生息分布の指標とする。

放鳥効果測定調査は、足環を装着した放鳥キジが捕獲された場所の位置情報により、狩猟における占有率、生存率等の調査とする。

4 有害鳥獣対策調査

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす鳥獣対策調査は、有害鳥獣の生息状況及び被害の状況などを勘案の上、必要に応じ適切に実施するものとする。

特にニホンジカ、イノシシ、ニホンザルなどの大型獣類については、定期的な被害状況調査、生息状況調査等を実施する。

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（法第76条の規定に基づき指名される司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。

特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町村の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には国、大学等が提供する研修等の活用を検討するものとする。特に、鳥獣被害防止特措法の施行を受けて、鳥獣行政における市町村の役割が大きくなっていることから、市町村の担当職員への定期的・計画的な研修又は情報等の提供を行うことにより、鳥獣保護管理に係る専門的知識の向上に努めるものとする。

また、地方検察庁、警察当局、鳥獣保護員及び市町村職員等との連携協力を図りながら効果的な取締りを行うものとする。

(2) 設置計画

(第22表)

区 分	現 況(人)			計画終了時 (人)			備考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
自然保護課及び地域振興局	4	20	24	4	20	24	

(3) 研修計画

(第23表)

名 称	主催	時期 (月)	回数/ 年	規 模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護 行政研修	県	4	1	地域振興 局職員等	24	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法令の基本的事項 鳥獣保護区等の狩猟制限制度 鳥獣飼養指導取締等鳥獣保護行政実務知識一般 鳥獣保護法第76条に基づく司法警察員制度に関する職務等に係る研修 	
市町村鳥獣 保護行政担 当者研修会	県	5	1	市町村 職員	45	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護法令の基本的事項 鳥獣保護区等の狩猟制限制度 鳥獣飼養指導取締等鳥獣保護行政一般 	
狩猟免許更 新講習講師 研修	県	7	1	地域振興 局職員等	24	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟、銃器の取扱い及び鳥獣判別等関係法令 	
野生生物 研修	国	5	1	全国	2	<ul style="list-style-type: none"> 野生生物保護制度 狩猟制度 鳥類標識調査 司法警察員制度等 	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

① 鳥獣保護員の活動について

鳥獣保護員の主な活動は、狩猟取締り、鳥獣保護区の管理、鳥獣の異常死等を含めた鳥獣の生息状況等に関する調査、普及啓発等としている。しかし、鳥獣による農林水産業等への被害発生状況等を背景に、地域における鳥獣保護管理に関する助言・指導及び鳥獣保護区における環境教育の推進といった新たな要請に応じる必要も生じていることから、従来からの活動をさらに充実させていくものとする。

② 鳥獣保護員の任命について

鳥獣保護員は、鳥獣の保護管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から任命するものとする。

特に、鳥獣保護管理に関する地域への専門的な助言・指導等に関する要請に対して、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを活用し、また、専門的知識等を持つ者の公募による採用についても、地域の状況に応じて実施を検討していくものとする。

③ 鳥獣保護員の総数について

鳥獣保護員の総数は、地域での鳥獣保護管理の必要性等を踏まえ、鳥獣保護管理に関する知識等を有する鳥獣保護員が、鳥獣保護区等の巡視区域において、より密着した活動が可能となる人数を配置するものとする。

④ 鳥獣保護員の資質の維持・向上について

鳥獣保護員を対象とした研修の計画的な実施や活動マニュアルの作成等により、全員に所要の知識等を習得させるものとする。また、鳥獣保護員の任期を更新する際には、身体的な適性能力の確認及び研修等の実施による資質の維持・向上に努めるものとする。

(2) 設置計画

鳥獣保護員の配置については、上記(1)の方針に基づき60人を配置することとし、必要に応じて配置計画を見直すものとする。

(3) 年間活動計画

年間を通して鳥獣保護区等の整備、鳥獣の異常死等を含めた鳥獣生息調査、鳥獣違法捕獲(密猟)飼養指導取締等、鳥獣保護法令啓発・PR、愛がん用鳥類違法捕獲・飼養等指導取締及び有害鳥獣捕獲調査指導を行うものとする。さらに、11月から2月にかけての猟期においては狩猟事故違反防止取締を行うものとする。

(4) 研修計画

年に1回(5月頃)地域振興局単位で、鳥獣保護法令に基づく鳥獣保護員の職務権限、鳥獣保護区等の制度、狩猟や有害鳥獣捕獲の制度、指導取締、各種調査等に関する研修を鳥獣保護員に対し行うものとする。

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適切かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるように、研修等を実施するものとする。

なお、保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、県猟友会等の協力を得て、その実態を詳細に把握するとともに、狩猟者の減少防止等のため対策を検討し、有効な対策を講じるものとする。

また、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用するものとする。

(2) 研修計画

(第24表)

名称	主催	時期	回数/年	対象	内容	備考
捕獲技術研修会	県	7～9月	3～5回	市町村職員 狩猟免許所 持者等	専門家による鳥獣ごとの捕獲技術に関する研修	

(3) 狩猟者の減少防止対策

狩猟(者)が果たす社会的意義について広く県民にPRするとともに、農林水産業に携わる人が自衛策のために狩猟免許を取得することを促進するものとする。また、この促進策を含め、今後、狩猟者の減少防止対策について県猟友会をはじめ関係団体等と連携を図り、様々な視点から対策を引き続き検討するものとする。

① 試験実施回数 5回/年

② 受験者の負担軽減(知識試験と技能試験を同日に実施)

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣保護センターは、傷病鳥獣の保護を図るために必要な次に掲げる業務を行うものとする。

① 傷病鳥獣の保護(受け入れ及び治療、リハビリ、放鳥獣)

② 鳥獣の保護についての指導及び助言

③ その他鳥獣保護センターの目的を達するために必要な業務

5 取締り

(1) 方針

鳥獣密猟取締・飼養取締、狩猟事故・違反防止取締については、警察当局や鳥獣保護員等と協力して計画を立てるものとし、また、必要に応じ市町村とも連携し、迅速かつ適正な取締りを行うため、以下の方策等を講じるものとする。

なお、取締りに際しての情報収集等については、必要に応じて関係団体等との連携・協力を努めるものとする。

① 過去の違反状況を踏まえ、狩猟期間中の鳥獣保護員の巡回を以下の観点から強化するものとする。

1) 過去数年間において、事故・違反等の多発区域がある場合、当該区域内の巡回に重点を置くこと。

2) 密猟者、狩猟者が多数出猟すると予想される週末等における巡回を強化すること。

なお、法令違反者の処分については、迅速に行うよう配慮するものとする。

② 愛鳥週間が始まり、また同時に野鳥の繁殖期となる5月から6月を取締強化月間と定め特に重点的かつ濃密な指導取締を実施するものとする。

③ 狩猟以外のわな等についても、氏名等の表示が義務づけられたことを踏まえ、取締りについても強化するものとする。

④ 鳥類の飼養登録票を添付せず愛がん飼養している場合は、違法捕獲されたものである可能性が高いので、必要に応じ市町村と連携して指導及び取締りを重点的に実施するものとする。

⑤ 狩猟事故防止のための取り組みについては県猟友会と連携協力して実施するものとする。

⑥ 近年における県民等の自然保護及び鳥獣保護への意識の高揚に対処しながら適切に実施するものとする。

⑦ 愛がん用鳥獣に係る立入検査を市町村が実施する場合は、適切に実施できるよう指導するものとする。

(2) 年間計画

(第25表)

活動内容	活動時期	内容・目的
広報活動	5月～6月	野鳥の繁殖期を控え、市町村広報誌等による広報
違法捕獲飼養防止等合同指導取締り	5月10日～6月9日	愛鳥週間及び野鳥の繁殖期における、県、警察、鳥獣保護員、市町村と連携した合同指導取締り
適法飼養確認等巡回指導取締り	通年	飼養登録を受けている者に対するの確認、巡回、指導取締
違反通報事案等指導取締り	通年	県民及び自然保護団等からの通報による取締
狩猟期間における取締り (県下一斉取締り)	狩猟期間中 (狩猟解禁日)	狩猟事故、違反防止のための注意喚起等

6 必要な財源の確保

鳥獣保護事業を遂行するために必要な財源の確保に努めるとともに、地方税法における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣保護区の設定及び放鳥獣事業、狩猟行政事務、鳥獣保護員など、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政に必要な経費にあてるものとする。

第九 その他

1 狩猟の適正管理

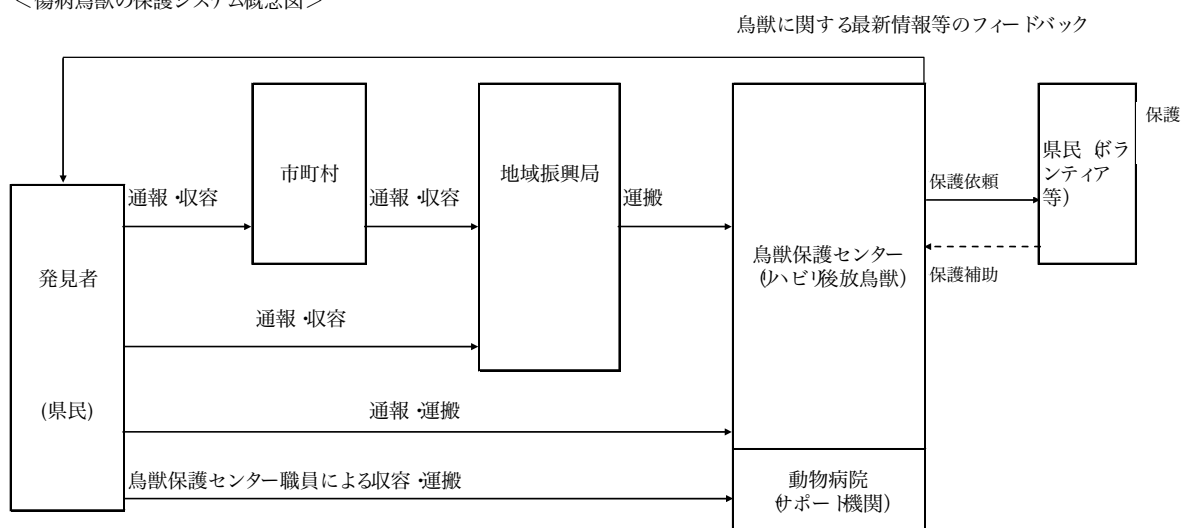
狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じてきめ細やかに実施するものとする。

2 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 傷病鳥獣の保護体制

傷病鳥獣の保護については、鳥獣保護センターを中心に位置付け、次に示すようなシステムの機能充実向上を図る。

<傷病鳥獣の保護システム概念図>



(2) 傷病鳥獣救護の基本的な考え方

傷病鳥獣救護は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 傷病鳥獣救護については、傷病鳥獣保護業務の体制強化を図るため、日本野鳥の会、動物病院、自然保護関係のボランティア団体、NPO等と連携しながら、傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰に努める。
- ② 救護に当たっては、収容すべき目的及び意義を明確にし、これらを踏まえ収容すべき鳥獣種の選定等を行う。これらの選定の際には、地域の合意形成及び住民への普及に努める。
- ③ 傷病鳥獣のリハビリテーション等における民間活用として、傷病鳥獣保護ボランティア制度を設けているが、今後もボランティア制度の充実に努め、県民とのパートナーシップの推進を図るものとする。
- ④ 油汚染事件等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係団体やボランティアの活動拠点の確保及び関係者間の連絡網の整備に努めるとともに、海鳥や海棲哺乳類の生息状況について把握する等、救護体制の整備にも努めるものとする。
なお、上記(1)で明記している傷病鳥獣の保護システムは、傷病鳥獣保護危機管理システムの一環として、油汚染事件などの不測の事態が起きた場合の救護体制としてもその機能を発揮させるものとする。
- ⑤ 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことについて、ホームページ等を活用して、いわゆる「誤認救護」が発生しないように正確な情報を県民に対し周知徹底するものとする。

(3) 救護個体の取扱い

救護個体の取扱いは以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 収容に当たっては、鳥獣保護法、種の保存法、外来生物法、動物の愛護及び管理に関する法律、文化財保護法等関係する法令に基づき、法令の趣旨を踏まえ、必要な手続を行う。
- ② 希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。
- ③ 外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た上で終生飼養が可能な場合は、この限りではない。
- ④ 野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、収容、治療、リハビリテーション、終生飼養又はできる限り苦痛を与えない方法での致死など「熊本県鳥獣保護センター管理運営要領」に基づき適切に対処する。
- ⑤ その他の傷病鳥獣については、救護活動に対するネットワーク体制を活用して、収容、治療、リハビリテーション及び野生復帰を行う。

(4) 感染症対策

収容個体は、必要に応じ搬入後速やかに隔離及び検査を行い、人獣共通感染症の感染の有無を把握し、仮に感染の可能性がある場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、狂犬病予防法等の関係法令等の規定に伴い、適切に対処する。また、二次感染を防止するため、衛生管理には十分に留意する。

さらに、周囲で家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分留意し、同病の感染が疑われる際は、関係機関と調整し、適切な対応を取る。

なお、救護に携わるものに対し、人獣共通感染症、家畜伝染病等に関する基本的な情報を提供するとともに、行政担当者に対し衛生管理等に関する研修を行う。

(5) 野生復帰

野生復帰は以下のような考え方を基本として対応するものとする。

- ① 対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復していること等を確認する。
- ② 発見救護された場所で野生復帰させることを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。
- ③ 感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

3 安易な餌付けの防止

鳥獣への安易な餌付けは、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行ったものによる感染症の伝播等の誘引となり、生態系や鳥獣保護管理への影響を生じさせるおそれがあるため、安易な餌付けの防止に努めるとともに、普及啓発を積極的に推進するものとする。その際には、以下の点について留意するものとする。

- ① 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について市民の理解を得ること。
- ② 観光業者又は観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図り、餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないように十分な配慮を行うものとする。
- ③ 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

4 感染症への対応

野生鳥獣に人獣共通又は家畜に影響の大きい感染症が発生した場合に備えて、国及び県内の関係機関との連絡体制を整備しておく。

(1) 高病原性鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」等に基づきウイルス保有状況調査等を実施する体制を整備するとともに、関係機関と連携しつつ適切な調査に努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の住民への情報提供等を適切に実施する。さらに、野鳥の異常死を早期に発見するためにも、通常時の生息状況の把握に努めるものとする。

(2) その他感染症

その他感染症について、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

愛鳥週間を中心に、愛鳥ポスターコンクール等の行事を実施し、鳥獣保護思想の普及啓発を行うとともに、市町村、学校、日本野鳥の会、県猟友会をはじめとする関係団体、NPO等との協力体制の整備をより一層図るものとする。

また、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣保護管理が重要であり、個体数調整が不可欠な場合があることについても理解を求めるものとする。

(2) 事業の年間計画

(第26表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事(展示)	←	→									←	→	
愛鳥週間用 ポスターコンクール			(募集・審査)							(発表)	←	→	

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第27表)

行事名\年度区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	備考
愛鳥週間行事	・ポスター配布 ・愛鳥作品コンクール ・愛鳥作品コンクール入賞 作品展	”	”	”	”	

(4) 野鳥の観察施設等の整備

探鳥会の開催等により県民が鳥獣を観察し、鳥獣の生態等を知る喜びを体得することができるよう、鳥獣保護区内の野鳥等の観察に適する場所に観察施設等を整備するよう努めるものとする。

(5) 愛鳥モデル校の指定

① 方針

愛鳥活動の継続や活性化を優先的に展開することとし、新たな指定については必要に応じて行うものとする。

身近な鳥獣生息地として指定している鳥獣保護区が存在する小・中学校の児童生徒等による、野生生物保護実績発表大会等への参加について支援するものとする。

なお、緑の少年団、ボーイスカウト・ガールスカウト等の関連団体と有機的連携を図り、愛鳥モデル校の活動の再活性化を図るものとする。

一方、学校教育現場における総合学習の機会として本制度を活用するものとする。

さらに、野生生物功労者表彰制度等を活用し、活動レベルのさらなる向上を図るものとする。

② 指定期間 当分の間

③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

これまでの指定校を巡回し現地指導を行うとともに、愛鳥週間関連行事等への参加についても普及を図るものとする。

(参考) ※過去の愛鳥モデル校指定状況(平成23年度末時点)

小学校 37校

中学校 5校

計 42校

(6) 法令の普及徹底

狩猟及び有害鳥獣捕獲に伴う事故及び違反の防止を図るため、関係団体への指導を行うとともに、鳥獣捕獲の規制制度、鳥獣飼養登録制度等について、県及び市町村の広報誌、ポスター、パンフレット、ホームページ等によりその周知徹底を図るものとする。